

とっとりボランティアバンク利用規約

第1条（目的）

この規約は、ボランティア関連情報を収集し、ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする団体等に、インターネットを通じて情報提供することにより、ボランティアの活動促進を図ることを目的として「とっとりボランティアバンク」（以下、バンクという）を鳥取県社会福祉協議会（以下、システム管理者）が設置、運営します。運営にあたっては、県内の市町村社会福祉協議会（以下、協力者）の協力のもとに行います。

第2条（登録者）

登録者とは、本規約を承認し、様式第1号もしくは「とっとりボランティアバンク」サイト内の登録フォーム（様式）により登録を行い、システム管理者が登録の承認をした個人もしくは団体をいいます。

2 システム管理者は、次の事由がある場合には、登録の承認を行わない場合があります。

- (1) 第14条により、過去に登録を取り消された者から申込みがあった場合
- (2) 申込みの際に、虚偽の内容を登録した場合
- (3) 登録した者が実在しない場合
- (4) その他システム管理者が合理的事由により、登録者として認めることが不相当だと判断した場合

第3条（利用方法）

登録者は、自らが行うボランティア活動に関する情報を登録し、ボランティア活動のために利用することができます。

2 登録者は、他の登録者が登録した情報をボランティア活動のために利用することができます。

3 バンクに登録したことで、直ちにボランティア活動ができるものではありません。

第4条（遵守事項）

登録者は、バンクの利用にあたっては、この利用規約、利用上の注意などの諸規定を遵守するものとします。

2 登録情報は、ボランティア活動のために提供されるものです。登録者は、バンク及び登録団体としての資格や権利を営業目的に利用したり、第三者に譲渡、貸与、名義変更などをすることはできません。

第5条（登録者の届出義務）

登録者は、団体名、代表者名、住所、電話番号その他の登録情報に変更があった場合、

登録を取り消す場合は、様式第2号により、速やかにその旨をシステム管理者に届け出るものとします。

第6条（ID及びパスワードの交付と変更）

システム管理者は、登録団体に対し、登録の際にIDとパスワードを付与します。

2 登録団体は自らIDを設定・変更することはできません。

第7条（ID等の管理）

登録団体は、自己の責任においてID及びパスワードを管理するものとし、第三者の不正使用によりシステム管理者、協力者、他の登録団体に損害を与えてはなりません。

2 ID及びパスワードの使用上の過誤、第三者の不正使用等による損害の責任は登録団体が負うものとし、システム管理者は一切責任を負わないものとします。

第8条（登録団体の責任）

登録団体がバンクを利用してボランティア活動を行った場合におけるボランティア活動現場でのトラブル、事故等については、その当事者である団体間で解決するものとします。

第9条（ボランティア活動保険への加入）

登録者がバンクを通じてボランティア活動を行う場合は、ボランティア活動保険に加入することを原則とします。

第10条（メールマガジンの利用）

登録者は、所定のフォームにメールアドレスを登録することにより、ボランティア関連情報を掲載したメールマガジンの配信を受けることができます。

2 メールマガジン配信の停止を希望する場合、登録したメールアドレスが変更になった場合は、速やかに様式第2号により登録解除・変更するものとします。

3 システム管理者は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めたときは、メールマガジンの配信を解除できるものとします。

（1）メールアドレスの誤り又は廃止等により、配信したメールマガジンが到達不能となったとき

（2）第14条により、バンクの利用の停止又は登録団体の取り消しをしたとき

（3）その他メールマガジンの配信を継続することが不適当な事由があるとき

第11条（情報の承認及び削除）

システム管理者は、登録団体が登録した情報について、その内容がバンクの目的に沿った内容であるかを確認し、適当と判断した場合は承認し、バンクに公開するものとします。

2 前項の確認の結果、次の各号のいずれかに該当する場合には、システム管理者は、登録団体に通知し内容の訂正を求めます。登録団体が内容の訂正に応じない場合は、システム管理者が削除することができます。

- (1) 法令に反すると認められる場合
- (2) 公序良俗に反すると認められる場合
- (3) 犯罪的行為を誘発すると認められる場合
- (4) 第三者に損害又は不利益を与えると認められる場合
- (5) 第三者を誹謗中傷していると認められる場合
- (6) 政治・宗教・営利を目的とする利用を行っているとして認められる場合
- (7) 記載された内容が虚偽である場合
- (8) ボランティア活動及びボランティアバンクの目的から不適当と判断した場合

第12条（公開情報）

インターネット上に公開する情報は次のとおりとします。

- (1) 団体登録者 登録されたすべての情報
- (2) 個人登録者 公開しません

第13条（情報提供内容の変更又は停止）

システム管理者は、システム管理上必要と認められる場合は、提供する情報内容（メニュー）を変更又は停止することができます。

2 システム保守の必要により、または天災その他システム管理者の責によらない事由により、システム管理者は登録者に通知することなくバンクの一部またはすべての提供を一時中断、遅延、停止することがあります。

第14条（利用停止又は登録の取消し）

システム管理者は、登録者に次の事実があると判断した場合には、予告なしに当該登録者に対しバンクの利用の停止又は登録団体の資格を取り消すことができます。

- (1) 登録情報に虚偽の記載があった場合
- (2) 入力されている情報を不正に改ざんした場合
- (3) 他の登録団体のID又はパスワードを盗用した場合
- (4) バンクの運営を故意に妨害した場合
- (5) 第11条第2項各号の規定による削除を受けた場合
- (6) 本規約に定める登録団体の義務に違反した場合
- (7) その他、システム管理者が、登録団体として不適当であると判断した場合

第15条（個人情報の保護）

個人情報は、システム管理者が定める個人情報保護規程等に基づき、登録団体に対して利用目的をあらかじめ明らかにし、収集した個人情報は当該目的の範囲内で取り扱い、登録者の同意なく、その範囲を超えて利用することはありません。

2 個人情報の管理は、システム管理者が行い、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ利用者本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難であるとき

3 バンク内での個人情報は、次のような目的で利用します。

（1）登録団体用コンテンツおよびサービスの提供

（2）メールマガジンの配信

（3）ボランティアに関する情報等を電子メール、FAX又は郵便等により送付するとき

（4）ボランティアコーディネートを行うとき

（5）業務遂行上必要が生じた場合の登録者への連絡

4 システム管理者は、個人情報を外部からの不正アクセスから守り、データの流出が発生しないよう厳重に管理します。

第16条（損害賠償）

システム管理者並びに協力者は、バンクの利用に関して生じた登録団体の損害のすべてに対し、いかなる責任も負わず、また一切の損害を賠償する義務がないものとします。

第17条（知的財産権）

バンク及びその提供するサービスに含まれるコンテンツに対する著作権その他知的財産権は、システム管理者に帰属します。

2 登録団体は、システム管理者の承諾がある場合を除き、ボランティアバンクを通じて入手した情報を、複製し、販売し、出版し、送信し、その他団体としての利用以外の目的で利用することはできません。

第18条（システム不全）

バンクのサーバー不具合、サービス停止等のシステム不全が生じた場合は、システム管理者が処理にあたります。

第19条（記録の保存）

システム管理者は、バンクに関する情報を5年間保存するものとします。

第20条（利用規約の変更）

システム管理者は、登録者の事前の同意を得ることなく、利用規約の一部もしくは全てを変更することがあります。利用規約を変更したときは、システム管理者は登録者に対し適宜定める方法により、その内容を公表します。

2 変更に参加できない登録者は、所定の手続きにより登録の抹消ができます。ただし、変更の公表後にボランティアバンクを利用した登録者ならびに公表日から一週間以内に取り消し手続きを取らなかった登録者は、当該変更を承諾したものとみなします。

第21条（準拠法および専属的合意管轄）

利用規約に関する準拠法は、日本国内法とします。登録者とシステム管理者の間で訴訟の必要が生じた場合、鳥取地方裁判所を登録者とシステム管理者の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、平成24年11月1日から実施します。